

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 納税地及び納税義務</p> <p>第 2 節 事業年度</p> <p>第 3 節 同族会社</p> <p>第 4 節 組織再編成</p> <p>第 5 節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第 6 節 利益積立金額</p> <p>第 7 節 仮決算における経理</p> <p>第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第 1 節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第 1 款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第 2 款 請負による収益</p> <p>第 3 款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第 4 款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第 5 款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第 6 款 その他の収益等</p> <p>第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第 1 款 売上原価等</p> <p>第 2 款 販売費及び一般管理費等</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 納税地及び納税義務</p> <p>第 2 節 事業年度</p> <p>第 3 節 同族会社</p> <p>第 4 節 組織再編成</p> <p>第 5 節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第 6 節 利益積立金額</p> <p>第 7 節 仮決算における経理</p> <p>第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第 1 節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第 1 款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第 2 款 請負による収益</p> <p>第 3 款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第 4 款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第 5 款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第 6 款 その他の収益等</p> <p>第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第 1 款 売上原価等</p> <p>第 2 款 販売費及び一般管理費等</p>

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p>	<p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p>
<p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 削除</p> <p>第4款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>	<p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 削除</p> <p>第4款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p>
<p>第6章 削除</p>	<p>第6章 削除</p>
<p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p>	<p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p>

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p> <p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p> <p>第10款 特殊支配同族会社の役員給与</p> <p>第11款 新株予約権を対価とする費用等</p> <p>第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</p> <p>第3節 保険料等</p> <p>第4節 寄附金</p> <p>第1款 寄附金の範囲等</p>	<p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第9章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p> <p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p> <p>第10款 特殊支配同族会社の役員給与</p> <p>第11款 新株予約権を対価とする費用等</p> <p>第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</p> <p>第3節 保険料等</p> <p>第4節 寄附金</p> <p>第1款 寄附金の範囲等</p>

第2款 国等に対する寄附金

第3款 被災者に対する義援金等

第4款 その他

第5節 租税公課

第1款 租税

第2款 罰料金

第3款 第二次納税義務による納付税額

第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第2款 国等に対する寄附金

第3款 被災者に対する義援金等

第4款 その他

第5節 租税公課

第1款 租税

第2款 罰料金

第3款 第二次納税義務による納付税額

第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p>	<p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p>

第1節 通則

第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ

第12章の5 リース取引

第1節 リース取引の意義

第2節 売買とされるリース取引

第1款 売買とされるリース取引の意義

第2款 賃借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等

第1節 通則

第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第1節 通則

第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ

第12章の5 リース取引

第1節 リース取引の意義

第2節 売買とされるリース取引

第1款 売買とされるリース取引の意義

第2款 賃借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等

第1節 通則

第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p>	<p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p>

- 第12款 印刷業
- 第13款 出版業
- 第14款 写真業
- 第15款 席貸業
- 第16款 旅館業
- 第17款 飲食店業
- 第18款 周旋業
- 第19款 代理業
- 第20款 仲立業
- 第21款 問屋業
- 第22款 鉱業及び土石採取業
- 第23款 浴場業
- 第24款 理容業
- 第25款 美容業
- 第26款 興行業
- 第27款 遊技所業
- 第28款 遊覧所業
- 第29款 医療保健業
- 第30款 技芸教授業
- 第31款 駐車場業
- 第32款 信用保証業
- 第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 特定同族会社の特別税率

- 第12款 印刷業
- 第13款 出版業
- 第14款 写真業
- 第15款 席貸業
- 第16款 旅館業
- 第17款 飲食店業
- 第18款 周旋業
- 第19款 代理業
- 第20款 仲立業
- 第21款 問屋業
- 第22款 鉱業及び土石採取業
- 第23款 浴場業
- 第24款 理容業
- 第25款 美容業
- 第26款 興行業
- 第27款 遊技所業
- 第28款 遊覧所業
- 第29款 医療保健業
- 第30款 技芸教授業
- 第31款 駐車場業
- 第32款 信用保証業
- 第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の直接控除</p> <p>第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第5款 その他</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 国内源泉所得</p> <p>第1款 国内において行う事業の所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p>	<p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の直接控除</p> <p>第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第5款 その他</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p> <p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p> <p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p> <p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 国内源泉所得</p> <p>第1款 国内において行う事業の所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p> <p>第3款 人的役務提供事業の所得</p> <p>第4款 不動産等の貸付けによる所得</p>

第5款 債券の利子等

第6款 貸付金利子の所得

第7款 使用料等の所得

第8款 その他

第2節 課税標準

第1款 国内に支店等を有する外国法人

第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人

第3款 国内に代理人等を置く外国法人

第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人

第5款 その他

第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第1款 通則

第2款 損金の額の計算

第3款 その他

第4節 税額の計算等

附 則

別 表

第5款 債券の利子等

第6款 貸付金利子の所得

第7款 使用料等の所得

第8款 その他

第2節 課税標準

第1款 国内に支店等を有する外国法人

第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人

第3款 国内に代理人等を置く外国法人

第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人

第5款 その他

第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

第1款 通則

第2款 損金の額の計算

第3款 その他

第4節 税額の計算等

附 則

別 表

二 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>4 - 1 - 8 法人が、令第 13 条第 1 号から第 7 号まで《有形減価償却資産》に掲げる減価償却資産について法第 25 条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時における当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時から当該再生計画認可の決定があった時まで旧定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</p> <p><u>注) 定率法による未償却残額の方が旧定率法による未償却残額よりも適切に時価を反映するものである場合には、定率法によって差し支えない。</u></p>	<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>4 - 1 - 8 法人が、令第 13 条第 1 号から第 7 号まで《有形減価償却資産》に掲げる減価償却資産について法第 25 条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった時における当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時から当該再生計画認可の決定があった時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</p>

三 減価償却の方法

改 正 後	改 正 前
<p><u>(旧定率法を採用している建物にした資本的支出に係る償却方法)</u></p> <p>7 - 2 - 1 の 2 <u>令第 48 条第 1 項第 1 号イ(2)《減価償却資産の償却の方法》に規定する旧定率法を採用している建物に資本的支出をした場合において、当該資本的支出につき、令第 55 条第 2 項《資本的支出の取得価額の特例》の規定を適用せずに、同条第 1 項の規定を適用するときには、当該資本的支出に係る償却方法は令第 48 条の 2 第 1 項第 1 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する定額法に限られることに留意する。</u></p> <p>(特別な償却の方法の選定単位)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(特別な償却の方法の選定単位)</p>

<p>7 - 2 - 2 <u>令第48条の4第1項</u>.....</p> <p>(特別な償却の方法の承認)</p> <p>7 - 2 - 3</p> <p>.....償却限度額の計算の基礎となる<u>償却率、生産高、残存価額等</u>が合理的に算定されているかどうか等.....</p> <p>(1) その方法が算術級数法のように<u>旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法</u>に類するものであるときは、その償却年数が法定耐用年数より<u>短くないこと。</u></p> <p> <u>なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。</u></p> <p>(2) その方法が生産高、使用時間、使用量等を基礎とするものであるときは、その方法がその減価償却資産の償却につき<u>旧定額法、旧定率法、定額法又は定率法</u>より合理的なものであり、かつ、その減価償却資産に係る総生産高、総使用時間、総使用量等が合理的に計算されるものであること。</p> <p> <u>なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。</u></p> <p>(3)</p> <p><u>(注) 特別な償却の方法の承認を受けている減価償却資産について資本的支出をした場合には、当該資本的支出は当該承認を受けている特別な償却の方法により償却を行うことができることに留意する。</u></p>	<p>7 - 2 - 2 <u>令第48条の2第1項</u>.....</p> <p>(特別な償却の方法の承認)</p> <p>7 - 2 - 3</p> <p>.....償却限度額の計算の基礎となる<u>残存価額、償却率、生産高等</u>が合理的に算定されているかどうか等.....</p> <p>(1) その方法が算術級数法のように<u>定率法又は定額法</u>に類するものであるときは、その償却年数が法定耐用年数より<u>短くなく、残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。</u></p> <p>(2) その方法が生産高、使用時間、使用量等を基礎とするものであるときは、その方法がその減価償却資産の償却につき<u>定率法又は定額法</u>より合理的なものであり、かつ、その減価償却資産に係る総生産高、総使用時間、総使用量等が合理的に計算されるもので、その残存価額が取得価額の10%相当額以上であること。</p> <p>(3)</p>
--	---

四 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p>(集中生産を行う等のための機械装置の移設費)</p> <p>7 - 3 - 12</p>	<p>(集中生産を行う等のための機械装置の移設費)</p> <p>7 - 3 - 12</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....その機械装置（当該機械装置に係る資本的支出を含む。以下7-3-12において同じ。）の取得価額.....</p> <p>(注)</p> <p>(資本的支出の取得価額の特例の適用関係)</p> <p><u>7-3-15の4 法人のした資本的支出につき、令第55条第2項、第4項又は第5項(資本的支出の取得価額の特例)の規定を適用し、取得価額及び償却限度額の計算をした場合には、その後において、7-4-2の2(転用した追加償却資産に係る償却限度額等)による場合などを除き、これらの資本的支出を分離して別々に償却することはできないことに留意する。</u></p> <p>(3以上の追加償却資産がある場合の新規取得とされる減価償却資産)</p> <p><u>7-3-15の5 法人が、令第55条第4項(資本的支出の取得価額の特例)に規定する追加償却資産(以下この章において「追加償却資産」という。)について同条第5項の規定を適用する場合において、当該追加償却資産のうち種類及び耐用年数を同じくするものが3以上あるときは、各追加償却資産の帳簿価額をいずれかの組み合わせにより合計するかは、当該法人の選択によることに留意する。</u></p> <p>(減価償却資産以外の固定資産の取得価額)</p> <p><u>7-3-16の2 減価償却資産以外の固定資産の取得価額については、別に定めるもののほか、令第54条(減価償却資産の取得価額)の規定及びこれに関する取扱いの例による。</u></p> <p><u>なお、資本的支出に相当する金額は当該固定資産の取得価額に加算する。</u></p>	<p>.....その機械装置の取得価額.....</p> <p>(注)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(減価償却資産以外の固定資産の取得価額)</p> <p><u>7-3-16の2 減価償却資産以外の固定資産の取得価額については、別に定めるもののほか、令第54条(減価償却資産の取得価額)及び第55条(資本的支出があった場合の減価償却資産の取得価額の特例)の規定並びにこれらに関する取扱いの例による。</u></p>

(耐用年数短縮の承認を受けている資産に資本的支出をした場合)

7 - 3 - 23 耐用年数の短縮の承認を受けている減価償却資産(規則第16条第2号(特掲されていない設備の耐用年数の短縮)に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものを除く。)に資本的支出をした場合において、当該減価償却資産及び当該資本的支出につき、短縮した耐用年数により償却を行うときには、改めて令第57条第1項(耐用年数の短縮)の規定による国税局長の承認を受けることに留意する。

(新設)

五 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
<p>(改定耐用年数が100年を超える場合の旧定率法の償却限度額)</p> <p>7 - 4 - 1 <u>耐用年数省令第4条第2項(旧定額法及び旧定率法の償却率)</u>その帳簿価額に耐用年数省令別表第九に定める旧定率法の償却率を乗じて算出した金額.....これを12で除して計算した金額による。</p>	<p>(改定耐用年数が100年を超える場合の定率法の償却限度額)</p> <p>7 - 4 - 1 <u>耐用年数省令第4条第2項(償却率)</u>その帳簿価額に別表第九の償却率を乗じて算出した金額.....これを12分して計算した金額による。</p>
<p>(転用資産の償却限度額)</p> <p>7 - 4 - 2 減価償却資産を事業年度の中途において従来使用されていた用途から他の用途に転用した場合において、法人が転用した資産の全部について転用した日の属する事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算したときは、これを認める。</p> <p><u>注) 償却方法として定率法を採用している減価償却資産の転用前の耐用年数よりも転用後の耐用年数が短くなった場合において、転用初年度に、転用後の耐用年数による償却限度額が、転用前の耐用年数による償却限度額に満たないときには、転用前の耐用年数により償却限度額を計算することができるこ</u></p>	<p>(転用資産の償却限度額)</p> <p>7 - 4 - 2 減価償却資産を事業年度の中途において従来使用されていた用途から他の用途に転用した場合において、法人が転用した資産の全部について転用した日の属する事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算したときは、これを認める。</p>

限度額の計算について、次によっているときは、これを認める。

(1) 耐用年数が2年である減価償却資産の帳簿価額を当該減価償却資産の取得価額によって計算すること。

(2) 当該適用年度開始の時ににおける当該減価償却資産（(1)に該当するものを除く。）の帳簿価額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価額によって計算すること。

イ 当該適用年度が取得日基準期間内に終了する事業年度（取得の日の属する事業年度を除く。）である場合 当該減価償却資産の取得価額

ロ 当該適用年度が取得応当日基準期間内に終了する事業年度（応当日の属する事業年度を除く。）である場合 当該応当日の属する事業年度開始の時ににおける当該減価償却資産の帳簿価額

(注) 1 「取得日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日の属する事業年度開始の日から同日以後1年を経過した日の前日までの期間をいう。

2 「取得応当日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日に対応する応当日の属する事業年度開始の日から同日以後1年を経過した日の前日までの期間をいう。この場合の「応当日」とは、年における取得の日に対応する他の年における取得の日と同じ位置を占める日をいう。ただし、取得の日が2月29日であり、かつ、その年に対応する日がない場合には、当該応当日は2月28日とする。

(定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)

7 - 4 - 3 減価償却資産の償却方法について、旧定額法を旧定率法に変更した場合又は定額法を定率法に変更した場合には、その後の償却限度額（令第61条第2項（減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例）の規定による償却限度額を除く。）は、その変更した事業年度開始の日における帳簿価額又は当該減価償却資産に係る改定取得価額を基礎とし、当該減価償却資産につい

(定額法を定率法に変更した場合の償却限度額の計算)

7 - 4 - 3 減価償却資産の償却方法を定額法から定率法に変更した場合には、その後の償却限度額は、その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を基礎とし、当該減価償却資産について定められている耐用年数に応ずる償却率により計算するものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>て定められている耐用年数に応ずる償却率、改定償却率又は保証率により計算するものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 4 - 4 減価償却資産の償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した場合又は定率法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例))の規定による償却限度額を除く。)は、次の(1)に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずるそれぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。</p> <p>(1) <u>取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。</u></p> <p>イ <u>平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする。</u></p> <p>ロ <u>平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産 その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす。</u></p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ採用していた償却方法に応じた経過年数.....</p> <p>(注)1 (2)のロに定める経過年数の計算は、規則第18条(種類を同じくする減価償却資産の償却限度額)</p> <p>2</p>	<p>(注)</p> <p>(定率法を定額法に変更した場合の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 4 - 4 減価償却資産の償却方法を定率法から定額法に変更した場合には、その後の償却限度額は、次の(1)に定める取得価額及び残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずる償却率により計算するものとする。</p> <p>(1) <u>その変更した事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額を残存価額とする。</u></p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ経過年数.....</p> <p>(注)1 ロに定める経過年数の計算は、規則第18条(種類を同じくする減価償却資産の償却限度額)</p> <p>2</p>

(定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合等)

7 - 4 - 4 の 2 償却方法について、旧定率法を旧定額法に変更した後又は定率法を定額法に変更した後の償却限度額の計算.....

(1)

(2)

第 5 款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産

(償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産に資本的支出をした場合)

7 - 4 - 14 法人が、令第 61 条第 2 項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定の適用を受けた減価償却資産について資本的支出をし、令第 55 条第 2 項(資本的支出の取得価額の特例)の規定を適用した場合において、当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が、当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の 5 %相当額を超えるときは、令第 61 条第 2 項の規定の適用はなく、当該減価償却資産について採用している償却方法により減価償却を行うことに留意する。

(注) 同項の規定を適用する場合には、当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の 5 %相当額が基礎となる。

(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)

7 - 4 - 15 令第 61 条第 2 項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定の適用において、合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下 7 - 4 - 15 において同じ。)の当該事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした償却の額の累積額が取得価額の 95 %相当額に達している減価償却資産には、適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設

(定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合)

7 - 4 - 4 の 2 償却方法を定率法から定額法に変更した後の償却限度額の計算.....

(1)

(2)

第 5 款 償却可能限度額まで償却した資産

(償却可能限度額まで償却した資産に資本的支出をした場合)

7 - 4 - 14 帳簿価額が取得価額の 5 %相当額に達した減価償却資産について資本的支出をした場合には、その資本的支出をした後の取得価額及び帳簿価額を基礎として再び減価償却を行うことができるのであるから留意する。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>立をいう。以下7 - 4 - 15において同じ。)</u>により当該事業年度に移転を受けた減価償却資産のうち被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達しているものが含まれるものとする。</p> <p><u>(注) 適格合併等の日の属する事業年度の償却限度額の計算において乗ずることとなる月数は、合併法人等が適格合併等により移転を受けた減価償却資産を事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数によることに留意する。</u></p> <p>(堅牢な建物等の改良後の減価償却)</p> <p><u>7 - 4 - 16 法人が令第61条の2第1項(堅牢な建物等の償却限度額の特例)の規定による償却をしている減価償却資産について資本的支出をし、令第55条第2項(資本的支出の取得価額の特例)の規定を適用した場合には、その後の償却限度額の計算は、次による。</u></p> <p>(1) <u>当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額以下となるときは、当該帳簿価額を基礎とし、新たにその時から使用不能となると認められる日までの期間を基礎とし適正に見積った月数により計算する。</u></p> <p>(2) <u>当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額を超えるときは、5%相当額に達するまでは法定耐用年数によりその償却限度額を計算し、5%相当額に達したときは、改めて令第61条の2の規定により税務署長の認定を受け、当該認定を受けた月数により計算することができる。</u></p>	<p>(償却可能限度額まで償却した資産の改良後の減価償却)</p> <p><u>7 - 4 - 15 法人が令第61条第2項(減価償却資産の償却可能限度額の特例)の規定による償却をしている資産について資本的支出をした場合には、その後の償却限度額の計算は、次による。</u></p> <p>(1) <u>資本的支出をした後の帳簿価額が資本的支出後の当該資産の取得価額の5%相当額に満たないときは、当該帳簿価額を基礎とし、新たにその時から使用不能となると認められる日までの期間を基礎とし適正に見積った月数により計算する。</u></p> <p>(2) <u>資本的支出をした後の帳簿価額が資本的支出後の当該資産の取得価額の5%相当額を超えるときは、5%相当額に達するまでは法定耐用年数によりその償却限度額を計算し、5%相当額に達したときは、改めて同項の規定により税務署長の認定を受けた月数により計算する。</u></p>

六 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
<p>(土石採取業の採石用坑道)</p> <p>7 - 6 - 1令第48条第1項第3号(鉱業用減価償却資産の償却の方法) <u>又は第48条の2第1項第3号(鉱業用減価償却資産の償却の方法)</u></p> <p>(土石採取用土地等の償却)</p> <p>7 - 6 - 3<u>旧生産高比例法又は生産高比例法</u>.....</p> <p>(鉱業用減価償却資産の償却限度額の計算単位)</p> <p>7 - 6 - 4<u>旧生産高比例法又は生産高比例法</u>.....</p> <p>(生産高比例法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 6 - 5 鉱業用減価償却資産の<u>償却方法について、旧生産高比例法を旧定額法に変更した場合又は生産高比例法を定額法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定による償却限度額を除く。)</u>は、次の(1)に定める取得価額又は残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずる<u>それぞれの償却方法に係る償却率により計算するものとする。</u></p> <p>(1) <u>取得価額又は残存価額は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次のイ又はロに定める価額による。</u></p> <p><u>イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額とする。</u></p>	<p>(土石採取業の採石用坑道)</p> <p>7 - 6 - 1令第48条第1項第3号(鉱業用減価償却資産の償却の方法).....</p> <p>(土石採取用土地等の償却)</p> <p>7 - 6 - 3<u>生産高比例法</u>.....</p> <p>(鉱業用減価償却資産の償却限度額の計算単位)</p> <p>7 - 6 - 4<u>生産高比例法</u>.....</p> <p>(生産高比例法を定額法に変更した場合の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 6 - 5 鉱業用減価償却資産の<u>償却方法を生産高比例法から定額法に変更した場合には、その後の償却限度額は、次の(1)に定める取得価額及び残存価額を基礎とし、次の(2)に定める年数に応ずる償却率により計算するものとする。</u></p> <p>(1) <u>その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>□ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産 其の変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなす。</u></p> <p>(2)</p> <p>(生産高比例法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 6 - 6 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧生産高比例法を旧定率法に変更した場合又は生産高比例法を定率法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第 61 条第 2 項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定による償却限度額を除く。)は、7 - 4 - 3 (定額法を定率法に変更した場合等の償却限度額の計算) に準じて計算する。</p> <p>(定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合等の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 6 - 7 鉱業用減価償却資産の償却方法について、旧定額法若しくは旧定率法を旧生産高比例法に変更した場合又は定額法若しくは定率法を生産高比例法に変更した場合には、その後の償却限度額(令第 61 条第 2 項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定による償却限度額を除く。)は、当該減価償却資産の取得の時期に応じて次に定める取得価額、残存価額又は残存耐用年数を基礎として計算する。</p> <p>(1) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産 其の変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の 10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数。以下 7 - 6 - 7 において同じ。)を基礎とす</p>	<p>(2)</p> <p>(生産高比例法を定率法に変更した場合の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 6 - 6 鉱業用減価償却資産の償却方法を生産高比例法から定率法に変更した場合には、その後の償却限度額は、7 - 4 - 3 (定額法を定率法に変更した場合の償却限度額の計算) に準じて計算する。</p> <p>(定額法又は定率法を生産高比例法に変更した場合の償却限度額の計算)</p> <p>7 - 6 - 7 鉱業用減価償却資産の償却方法を定額法又は定率法から生産高比例法に変更した場合には、その後の償却限度額は、その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、実際の取得価額の 10%相当額(鉱業権及び坑道については、零)を残存価額として当該減価償却資産の残存耐用年数(当該減価償却資産の属する鉱区の当該変更をした事業年度開始の日以後における採掘予定年数がその残存耐用年数より短い場合には、当該鉱区の当該採掘予定年数)を基礎として計算する。</p>

る。

(2) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産 その変更をした事業年度開始の日における帳簿価額を取得価額とみなし、当該減価償却資産の残存耐用年数を基礎とする。

(注) 当該減価償却資産の残存耐用年数は、7 - 4 - 4 (定率法を定額法に変更した場合等の償却限度額の計算) の (2) の口及び 7 - 4 - 4 の 2 (定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合等) の例による。

(撤去資産に付ける帳簿価額)

7 - 6 - 10 取替資産が使用に耐えなくなったため取り替えられた場合には、その取替えによる撤去資産については帳簿価額を付けないことができる。この場合において、例えば、取り替えられた軌条をこ線橋、乗降場及び積卸場の上屋等の材料として使用したときのように新たに資産価値を認められる用に供したときは、当該撤去資産のその用に供した時の時価を新たな資産の取得価額に算入するのであるが、法人が備忘価額として 1 円を下らない金額を当該新たな資産の取得価額に算入しているときは、これを認める。

(注) 当該減価償却資産の残存耐用年数は、7 - 4 - 4 (定率法を定額法に変更した場合の償却限度額の計算) (2) の口及び 7 - 4 - 4 の 2 (定率法を定額法に変更した後に資本的支出をした場合) の例による。

(撤去資産に付ける帳簿価額)

7 - 6 - 10 取替資産が使用に耐えなくなったため取り替えられた場合には、その取替えによる撤去資産については帳簿価額を付けないことができる。この場合において、例えば、取り替えられた軌条をこ線橋、乗降場及び積卸場の上屋等の材料として使用したときのように新たに資産価値を認められる用に供したときは、その用に供した時において、次のいずれか低い金額を下らない金額を新たな資産の取得価額に算入するものとする。

(1) 当該撤去資産の取得価額 (取得価額が不明であるときは、当該資産と種類等を同じくする新品の価額) の 5 % 相当額

(2) 当該撤去資産をその用に供した時の時価

七 除却損失等

改 正 後	改 正 前
<p>(総合償却資産の除却価額)</p> <p>7 - 7 - 3 法人の有する総合償却資産の一部について除却、廃棄、滅失又は譲渡 (以下この節において「除却等」という。) があつた場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、<u>その除却等に係る個々の資産が</u></p>	<p>(総合償却資産の除却価額)</p> <p>7 - 7 - 3 法人の有する総合償却資産の一部について除却、廃棄、滅失又は譲渡 (以下この節において「除却等」という。) があつた場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、<u>その除却等に係る個々の資産の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>含まれていた総合償却資産の総合耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額によるものとする。</u></p> <p><u>注) その除却等に係る個々の資産が特別償却、割増償却又は増加償却の規定の適用を受けたものであるときは、当該資産のこれらの償却に係る償却限度額に相当する金額についても、償却があったものとして未償却残額を計算することに留意する。</u></p>	<p><u>取得価額の5%相当額によるものとする。</u></p>
<p>(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)</p> <p><u>7-7-4 法人の有する総合償却資産の一部について除却等があった場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額につき、法人が継続してその除却等に係る個々の資産の個別耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額によっている場合には、これを認める。</u></p>	<p>(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)</p> <p><u>7-7-3の2 総合償却資産の一部について除却等があった場合における当該除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額につき、法人が継続して次の(1)又は(2)のいずれかの金額によっている場合には、これを認める。この場合において、除却等に係る資産の一部にその計算が困難であるもの等があるときは、当該資産についてはその取得価額の5%相当額によることができる。</u></p> <p>(1) <u>除却等に係る個々の資産の個別耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>除却等に係る個々の資産が含まれていた総合償却資産の総合耐用年数を基礎として計算される除却等の時における未償却残額に相当する金額</u></p>
<p>注) 1 <u>その除却等に係る個々の資産</u>.....</p> <p>2</p>	<p>注) 1 <u>(1)又は(2)の金額による場合において、除却等に係る個々の資産</u>.....</p> <p>2</p>
<p>(償却額の配賦がされている場合等の除却価額の計算の特例)</p> <p><u>7-7-5 法人が各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において計上した総合償却資産の償却費の額を、それに含まれる個々の資産に合理的基準に基づいて配賦している場合(7-7-3</u></p>	<p>(償却額の配賦がされている場合の除却価額の計算の特例)</p> <p><u>7-7-3の3 法人が各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。7-7-4において同じ。)において計上した総合償却資産の償却費の額を、それに含まれる個々の資産に合理的基準に基づい</u></p>

又は7 - 7 - 4の取扱いによっていた法人が当該事業年度において個々の資産に合理的基準に基づいて配賦した場合を含む。)に、その帳簿価額を基礎として当該個々の資産の除却等による損益の計算をしているときには、これを認める。

(注)

(廃 止)

(廃 止)

て配賦し、その帳簿価額を基礎として当該個々の資産の除却等による損益の計算をしている場合には、これを認める。

(注)

(償却可能限度額まで償却した資産の除却価額の計算の特例)

7 - 7 - 4 法人が各事業年度において計上した総合償却資産の償却費の額をこれに含まれる個々の資産に配賦し、当該個々の資産の帳簿価額が明らかにされている場合において、その帳簿価額が個々の資産の取得価額の5%相当額に達したときは、当該個々の資産はじ後減価償却の対象とならないのであるから、その取得価額及び帳簿価額は、当該総合償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額及び帳簿価額から除くものとする。

(帳簿価額が明らかでない資産で定額法等を採用しているものの除却価額の計算の特例)

7 - 7 - 4 の 2 定額法又は生産高比例法により償却費の額を計算している総合償却資産については、これに含まれる個々の資産の帳簿価額が明らかにされていない場合においても、当該資産につき償却費の配賦がされていたとすればその帳簿価額が取得価額の5%相当額に達したと認められるときは、その時において当該資産の取得価額及びその5%相当額は、当該総合償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額及び帳簿価額から除くものとする。この場合において、取得価額の5%相当額に達したかどうかは、当該資産の取得後の経過年数、既往における償却の実施状況(償却不足額の有無、特別償却、割増償却等の実施の状況)等を勘案し合理的に判定する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個別償却資産の除却価額)</p> <p><u>7 - 7 - 6</u></p> <p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p>(取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額)</p> <p><u>7 - 7 - 7 法人の有する少額の減価償却資産等(取得価額が20万円未満の減価償却資産で令第133条(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)及び第133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定の適用を受けなかったものをいう。以下7 - 7 - 8において同じ。)の一部について除却等があった場合において、その除却等をした資産の取得時期及び取得価額が明らかでないため7 - 7 - 6(2)によることができないときは、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、1円による。</u></p> <p><u>(注) 当該少額の減価償却資産等のうちその除却等をした資産と種類、構造又は用途及び細目を同じくするもの(以下7 - 7 - 7において「少額多量保有資産」という。)の前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)終了の時(以下7 - 7 - 7において「基準時」という。)における帳簿価額からその除却等に係る少額多量保有資産の本文の取扱いによった帳簿価額を控除した残額が、次に掲げる算式により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を当該事業年度の損金の額に</u></p>	<p>(個別償却資産の除却価額)</p> <p><u>7 - 7 - 5</u></p> <p>(償却可能限度額まで償却した資産の除却価額等についての準用)</p> <p><u>7 - 7 - 6 7 - 7 - 5(1)に該当する場合において、個々の資産のうちその帳簿価額がその取得価額の5%相当額に達したものとあるときの取得価額等の除外については、7 - 7 - 4を準用する。</u></p> <p>(取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額)</p> <p><u>7 - 7 - 7 少額の減価償却資産等(取得価額が20万円未満の減価償却資産で令第133条(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)及び令第133条の2(一括償却資産の損金算入)の規定の適用を受けなかったものをいう。以下7 - 7 - 8において同じ。)の一部について除却等があった場合において、その除却等をした資産の取得時期及び取得価額が明らかでないため7 - 7 - 5(2)によることができないときは、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、その除却等をした資産と種類等を同じくするもの前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における取得価額の平均額の5%相当額による。</u></p>

算入しているときは、これを認める。

(算式)

$$\frac{\text{当該前事業年度中に取得した
少額多量保有資産の取得価額
の合計額}}{\text{当該前事業年度中に取得した
少額多量保有資産の数量}} \times \frac{\text{基準時における少額多量保有
資産の数量のうち除却等の対
象とならなかった数量}}{\text{}}$$

(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)

7 - 7 - 9 法人が、その取得価額が少額(おおむね 40 万円未満)で個別管理が困難な工具又は器具及び備品について、例えば、種類、構造又は用途及び細目、事業年度並びに償却方法の区分(以下 7 - 7 - 9 において「種類等の区分」という。)ごとの計算が可能で、その除却数量が明らかにされているものについて、その種類等の区分を同じくするものごとに一括して減価償却費の額の計算をするとともに、その取得の時期の古いものから順次除却するものとして計算した場合の未償却残額によりその除却価額を計算する方法により継続してその減価償却費の額及び除却価額の計算を行っている場合には、これを認める。

(個別管理が困難な少額資産の除却処理等の簡便計算)

7 - 7 - 9 法人が、その取得価額が少額(おおむね 40 万円未満)で個別管理が困難な工具又は器具及び備品について、例えば次に掲げるような方法により継続してその減価償却費の額及び除却価額の計算を行っている場合には、これを認める。

- (1) 種類、構造又は用途及び細目の区分(以下 7 - 7 - 9 において「種類等の区分」という。)ごとの計算が可能で、その除却数量が明らかにされているものについて、その種類等の区分を同じくするものごとに一括して減価償却費の額の計算をするとともに、その取得の時期の古いものから順次除却するものとして計算した場合の未償却残額によりその除却価額を計算する方法
- (2) 個数管理が困難で、その除却数量が明らかでなく、通常使用可能期間が経過すれば現物の廃棄等がされると認められるものについて、種類等の区分を同じくするものをその取得をした事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)ごとに区分してその区分ごと一括

改 正 後	改 正 前
<p>(追加償却資産に係る除却価額)</p> <p>7 - 7 - 10 令第 55 条第 5 項(資本的支出の取得価額の特例)の規定の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産の一部に除却等があった場合には、当該除却等に係る追加償却資産を一の資産として、その除却等による損益を計算することに留意する。この場合において、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、7 - 4 - 2 の 2 (転用した追加償却資産に係る償却限度額等) の(1)又は(2)の取扱いに準じて計算した金額による。</p>	<p><u>して減価償却費の額の計算をし、その帳簿価額が取得価額の 5 %相当額に達した事業年度と耐用年数を経過する日の属する事業年度とのいずれか遅い事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の翌事業年度において除却処理する方法</u></p> <p>(新 設)</p>

八 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
<p>(形式基準による修繕費の判定)</p> <p>7 - 8 - 4</p> <p>(1)</p> <p>(2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合</p> <p><u>(注) 1 前事業年度前の各事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)において、令第 55 条第 4 項(資本的支出の取得価額の特例)の規定の適用を受けた場合に</u></p>	<p>(形式基準による修繕費の判定)</p> <p>7 - 8 - 4</p> <p>(1)</p> <p>(2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合</p>

<p><u>おける当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産の取得価額との合計額をいうことに留意する。</u></p> <p>2 <u>固定資産には、当該固定資産についてした資本的支出が含まれるのであるから、当該資本的支出が同条第5項の規定の適用を受けた場合であっても、当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に含まれることに留意する。</u></p> <p>(資本的支出と修繕費の区分の特例)</p> <p>7 - 8 - 5</p> <p><u>(注) 当該固定資産の前期末における取得価額については、7 - 8 - 4の(2)の(注)による。</u></p>	<p>(資本的支出と修繕費の区分の特例)</p> <p>7 - 8 - 5</p>
--	---

九 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>9 - 1 - 19 法人が、令第13条第1号から第7号まで(有形減価償却資産)に掲げる減価償却資産について次に掲げる規定を適用する場合において、当該資産の時価につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時からそれぞれ次に掲げる時まで<u>旧定率法</u>により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p><u>(注) 定率法による未償却残額の方が旧定率法による未償却残額よりも適切に時価を反映するものである場合には、定率法によって差し支えない。</u></p>	<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>9 - 1 - 19 法人が、令第13条第1号から第7号まで(有形減価償却資産)に掲げる減価償却資産について次に掲げる規定を適用する場合において、当該資産の時価につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時からそれぞれ次に掲げる時まで<u>定率法</u>により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

十 特定資産に係る譲渡等損失額

改 正 後	改 正 前
<p>(新たな資産の取得とされる資本的支出がある場合の帳簿価額又は取得価額)</p> <p>12の2-2-4の2 令第123条の8第2項第4号(特定引継資産から除かれる資産)の取得価額については、7-8-4(形式基準による修繕費の判定)の②の①による。</p>	<p>(新 設)</p>

十一 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
<p>(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)</p> <p>12の3-2-1</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>□</p> <p>.....旧定額法.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>(連結納税の開始等に伴う時価評価資産に係る時価の意義)</p> <p>12の3-2-1</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>□</p> <p>.....定額法.....</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>

十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い.....減価償却に関する改正通達の適用時期等)</p>	<p>(新 設)</p>

この法令解釈通達による改正後の 7 - 6 - 10、7 - 7 - 3 から 7 - 7 - 7 まで及び 7 - 7 - 9 の取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に係るこの法令解釈通達の改正前の 7 - 6 - 10、7 - 7 - 3 から 7 - 7 - 7 まで及び 7 - 7 - 9 の取扱いは、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度分の法人税について適用することができる。